

## 地域づくり総合交付金（市町村連携地域モデル事業）実施要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、市町村が広域的な連携を行うことにより、地域自らが創意と主体性に基づき、相互補完と役割分担によって、自律的に地域のあり方を決定することができる持続可能な北海道の地域づくりに資することを目的に、予算の範囲内で、地域づくり総合交付金における市町村連携地域モデル事業（以下「交付金」という。）の交付に関し、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「交付規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 交付対象者

1 交付金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、市町村連携地域モデル推進要綱（以下、「推進要綱」という。）に基づき地域連携協定を締結し地域連携ビジョンを策定した、または、交付金を申請する年度末までに地域連携協定の締結及び地域連携ビジョンの策定を行う見込みである市町村（以下「連携市町村」という。）及び全ての連携市町村で構成する協議会（以下「協議会」という。）とする。

2 前項において、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号）に基づく定住自立圏に取り組む連携市町村は交付対象としない。

ただし、推進要綱第2の（3）に基づく連携を行う場合で、中心市から当該市町村までの距離が概ね50km以上離れている連携市町村は交付対象とする。

### 第3 交付金の支援期間

地域連携ビジョンに基づく連携に対する支援期間は最大3カ年度までとする。

### 第4 交付対象事業

1 交付金の交付の対象となる事業（以下、「交付対象事業」という。）は、地域連携ビジョンに掲載した、または、掲載する予定である事業で、「地域住民生活等緊急支援のための交付金（地方創生先行型）の上乗せ交付分について」（平成27年4月3日内閣府地方創生推進室通知）のⅡの1の（イ）に掲げる事業分野の事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業については交付対象事業としない。

（1）国の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の適用を受けるもの）又は道の他の補助金等の交付を受けた事業

（2）国又は道の出資する団体からの助成金等の交付を受けた事業

（3）交付対象者から補助を受けた団体等が他の団体等に補助する事業

（4）営利を目的とする事業

（5）損失補填的な事業

（6）建設地方債対象事業（ただし、ソフト系事業と合わせて実施することにより、ソフト系事業のみによる場合に比して、事業効果の十分な向上が見込まれる施設整備事業を除く）

## (7) その他知事が不相当と認める事業

### 第5 交付対象経費

交付金の交付の対象となる経費は、交付対象事業に要する経費とするが、次に掲げる経費は対象外とする。

- 1 賃金及び職員費（事業に伴う臨時・非常勤職員の人件費を除く）
- 2 職員の旅費（当該事業の一環として必要不可欠と認められる事業を除く）
- 3 貸付金・保証金
- 4 基金の積立金
- 5 施設等の維持補修費及び維持管理費
- 6 食料費及び交際費
- 7 不動産の取得に要する費用及び補償に要する費用
- 8 その他知事が不相当と認める経費

### 第6 交付金の限度額、単位及び交付率

交付金の額は1市町村あたり1,000万円の定額とする。ただし、交付対象経費が1,000万円に満たないときは交付対象経費の額を上限とし、10万円単位で交付する。

### 第7 実施計画の提出

- 1 交付金の交付を受けようとする者は、市町村連携地域モデル事業計画書（別記第1号様式）（以下「実施計画」という。）を知事に提出するものとする。
- 2 1において、連携市町村が交付金の交付を受けようとする場合は、代表する市町村が実施計画を提出するものとする。

### 第8 実施計画の審査

知事は、別に定める審査要領に基づき、代表する市町村または協議会から提出された実施計画の内容を審査の上、交付金の対象となる事業を採択し、交付金を交付する者に対し交付の内示を行うものとする。

### 第9 交付の申請

- 1 交付の内示を受けた者は、別に指定する期日までに、知事に対し交付金の交付申請をしなければならない。
- 2 交付の申請にあたっては、「北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式（総合政策部）」（平成25年3月29日告示第10328-3号）（以下、「総合政策部様式」という。）第1号様式、第20号様式及び市町村連携地域モデル事業調書（別記第2号様式）を提出するものとする。
- 3 交付金の交付申請時に当該交付金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額の63分の17に相当する額を合計した金額に交付率を乗じて得た

金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請させるものとする。

ただし、交付申請時において、当該交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

なお、事業実施主体が間接補助事業者等である場合には、補助事業者等に対し、その旨指導するものとする。

## 第10 交付の条件

交付金を交付する場合は、「補助金等に係る標準様式の設定について(昭和47年9月20日付け局総第453号副出納長通達)」第1号様式に定める交付の条件のほか、次の条件を付すものとする。

- 1 交付対象事業の内容を変更するときは、当該事業の目的に変更を来さない場合で、その事業量又は事業費について、20パーセント未満の変更の場合(交付対象となる構成事業を追加し、中止し、または廃止する場合を除く。)に限り、知事の承認を不要とする。
- 2 交付金の事業間の配分変更については、各構成事業における交付対象経費の増減額が20パーセント未満の変更の場合に限り、知事の承認を不要とする。
- 3 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- 4 交付対象事業により取得し、又は効用の増加した50万円以上の財産については、知事の承認を受けないでこの交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、対象事業に係る交付金の全額に相当する額を道に納付した場合又は交付対象事業の完了の年の翌年から起算して10年以内で、かつ、耐用年数を経過した場合はこの限りではない。
- 5 交付事業に関する帳簿及び書類を備え、これを整理しておくとともに、交付事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、別に定める場合はこの限りではない。
- 6 交付事業者は、間接補助事業者に対する間接補助金の交付決定に当たって、この交付金の交付決定の際に付された条件と同一の条件を付さなければならない。  
なお、この場合において、「知事」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。
- 7 事業実施主体が間接補助事業者である場合において、交付金の交付申請時に当該交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかではないとして、当該消費税等仕入控除税額を減額しないで申請した場合は、次の条件を付すものとする。
  - (1) 交付事業者は、実績報告を行うに当たって、各事業実施主体の当該交付金に係る消費税等仕入控除税額(交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額の63分の17に相当する額を合計した金額に交付率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)が明らかとなった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。
  - (2) 交付事業者は、実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により各事業実施

主体の当該交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式によりその金額（実績報告において、前項により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

#### 第 11 実績報告

- 1 交付金の交付の決定を受けた者は、交付対象事業の終了後、実績の報告を知事にしなければならない。
- 2 実績の報告にあたっては、総合政策部様式第 28 号様式、第 31 号様式及び市町村連携地域モデル事業実績調書（別記第 3 号様式）を提出するものとする。
- 3 第 1 項に規定する実績の報告は、当該事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は交付金の交付決定があった日の属する年度の翌年度の 4 月 20 日までのいずれか早い日までにを行うものとする。

#### 第 12 事業着手後の交付決定

知事は、事業着手後に交付決定を行う場合は、事業の目的、内容、実施時期等を勘案し、事業着手後の交付決定があっても交付金の目的に合致することや事業着手後の交付決定がやむを得なかった事情等を十分に審査した上で、その内容を交付決定書等で明らかにするものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成 27 年 10 月 7 日から施行する。